

提言（030117版）に対する委員からの反対・補充意見

1. 反対意見

No.	頁	意見および理由	委員名
		(※ 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、理由対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)	(敬称略)
4-5 河川利用計画のあり方			
(4) 高水敷利用			
反-1	4-16 8行目	<p><意見> 高水敷利用について河川利用にあたっての「理念」をそのままもってくることは反対します。</p> <p><理由> 1/18の提言説明会で高水敷は水に浸るようにもどす、そして草・雑草etc.がはえるようにするためと説明しておられました。現在人々が利用している場所をすべて雑草がはえるようにすると、又もどすと云うことになる。高水敷の利用（人々が）が大切であり、人間と川を近づける空間である。</p>	井上
4-6 ダムのあり方			
反-2	4-18	<p>ダムは、自然環境に及ぼす影響が大きいことなどのため、原則として建設しないものとし、</p> <p><意見> ダム反対が前提とを感じる。選択肢としては残しておくべきであろう。堤防内の矢板なども水の遮断になり、その影響と効果は不明である。</p> <p><理由> 評価する過程・基準が問題であり、最初から除外する必要は無い。現在では、治水・利水・電力などで多量の効果があり選択された結果である。環境の評価が困難なのは、生活基盤・人命保護の価値が困難なのと同じである。気候変動、流域開発によって、入力変動、保水能力変化があり、環境変化が大きいので最初からダムを排除するのは問題であろう。</p>	小尻

No.	頁	意見および理由	委員名
		(※ 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、理由対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)	(敬称略)
反- 3	4-18 9行目 22行目	<p>ダムは、自然環境に及ぼす影響が大きいことなどのため、<u>原則としてなるべく建設しないものとする。</u>も、建設する場合には、考えるすべての実行可能な代替案の検討のもとで、ダム以外の実行可能で有効な方法がないということが客観的に認められ、かつ検証し、かつ住民団体・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合にかぎり建設するを得なければならないものとする。地球温暖化による気候変動や社会情勢の変化などの不確定要素に対しては順応的に対応する。</p> <p>堰についても同様の取り扱いとする。</p> <p>既設のダム堰が機能を低下・喪失した場合あるいは自然環境に重大な影響を与えた場合、ダム管理者は撤去から存続にいたる幅広い検討を行い、存続させるにはダム機能の回復あるいは自然環境への影響の軽減を図るものとする。</p> <p><理由></p> <p>(1) 流域全体で治水問題を検討することは極めて重要である。ただし、淀川水系の治水問題を扱う上で、築堤を含めた河道改修およびダムによる方法以外に有効な対策は極めて限られている。このうち、越水しても破堤しにくい堤防は一見、治水の申し子のように見えるかもしれないが、これはその構造から考えて地下水・地中水の流れを大きく変えるなど、水循環の面や地下水環境の面から好ましくないことは明らかである。また、地盤の条件によって、そのような築堤はできないところもある。さらに築堤事業も長期にわたる。</p> <p>このようなことから治水対策の自由度がかなり制限される。</p> <p>(2) ダムによる流砂遮断の回復技術はほぼ確立され、湖水の水質改善技術もかなり進展しつつある。</p> <p>(3) ダムのうち、治水専用のたとえば穴あきダム方式のダムは、景観面についてはともかく、水環境や河相には重大な影響を及ぼさない。</p> <p>(4) ダムと堰を一括して論じるべきではない。環境を改善するための、堰の統廃合や、設置位置を変えることなどはむしろ積極的に推進すべきかもしれない。</p> <p>(5) ダムには、洪水コントロールだけでなく、これまで技術的にあまり注目されていなかったところの治水効果がある。これは極めて顕著な効果である。たとえば次のようなことである。</p> <p>異常な土砂供給による河床上昇によって洪水氾濫が助長されるとともに土砂の氾濫による災害も起こる。最近では関・姫災害は、そのような例の一つである。計画規模の降雨があれば、いかに流域が荒廃するかは、過去の災害例が示すとおりであり、ダムはこのような災害に対して極めて有効な治水効果を発揮する。</p> <p>(6) 水環境、生態系や生物多様性にもっとも影響を与えているのは、人の生活様式、種々の生産活動であって、環境保全・回復のためにはエネルギー政策、環境管理対策など、政策面からの対策が最も効果的であると思われる。水はクリーンエネルギーの代表格の一つであり、最初の計画段階でダムを排除することはできない。</p> <p>(7) 提言書の作成に少しは関与してきた一人として、また学識経験者(河川・砂防工学)・技術者の一人として、河川整備計画はいくつかの代替案を真摯に検討し、環境保全・回復に重点を置いた計画にするための案が最良の方法であると考えている。提言の中のダムの扱いは、代替案の一つを最初から排除する意味を持っており、この内容には賛成しかねるため、少数意見として本意見書を提出するものである。</p>	江頭

2. 補充意見

No.	頁	意見および理由	委員名
		(※ 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、理由対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)	(敬称略)
補- 1	全体	<p><意見></p> <p>①地球の水収支全体では、地上の淡水は全体としてけっして十分ではなく、なお渇水の困難を抱えている地域がかなり存在しており、相対的に降水量が多く水が豊富な日本列島が、それに満足して他の地域に対して配慮しないのは、諸外国からの非難を受けかねないこと。</p> <p>②輸入農産物のかたちで海外の水の恩恵を受けていることを思えば、わが国の水が十分であるとはいえないこと。</p> <p>③現在は工業用水や飲用上水が余剰に見える地域でも、なお気候の変動、気象の変化によって、渇水に見舞われないという保証はないこと。</p> <p>④山林や農地とくに水田によって蓄えられ、地下にも浸透していた雨水が、都市化、舗装化によって地表を流れ、洪水対策もあつてできるだけ早く海に送り出す河川が主流であったこと</p> <p>などの理由から、基本的には“水はためるべきである”と考えます。</p> <p><理由></p> <p>17日の委員会の途中で退席する前に述べましたが、私の補充意見の骨子であります。すなわち、猪名川部会において、その早い段階で、私は猪名川流域は、“典型的な都市河川”であるとして、“猪名川モデル”というかたちで構想を提起いたしました。そこでは、「建設中の余野川ダムはこれを完成する」という意味のことを述べております。</p> <p>今本博健委員をはじめとする最終提言作業部会のご尽力によって、すばらしい提言がまとまったことは、慶賀にたえません。ことに治水・利水・利用に力点のあった旧河川法から転換して、環境・治水・利水・利用という新河川法の理念を明確にした提言は、ひとり淀川水系流域のみならず、全国の今後の河川行政の指針となることはいないと思いません。ただ、性急にその理念の実現を急ぐあまり、“角を矯めて牛を殺す”危険のないように自戒すべきではないでしょうか。</p>	米山
補- 2	全体	<p>「ダム建設及び提言の流れに関して」</p> <p><意見></p> <p>別紙 1 (p. 別-1) を参照ください。</p> <p><理由></p> <p>委員会構成員はもとより、一般からの意見や(1.18) 提言説明会での意見は分かれています。公の意思を持つ提言では、できるだけ多くの見解も考慮すべきではないかと考えており、ダム問題一つをとっても、大別して二つの見解に分かれている中で、それらがうまく両立する考え方は本当に無いのかと反問しております。吟味する時間を持ち合わせない状況下で、多くの誤解が生じる恐れを抱きますが、上の趣旨の基に取って意見として提出させていただきました。</p>	畑
川づくりの理念の変革ー淀川水系が持つ多様な価値の復活に向けてー			
補- 3	29行目	<p>河川管理者はこの提言をもとにして河川整備計画の原案を作成し、さらに、その原案に対する流域委員会および地域住民や住民団体 (NGO、NPOなどを含む) の意見を反映させた河川整備計画をが作成されるよう強く要望するものである。</p> <p><理由></p> <p>「を」とした場合「河川管理者」に対して敬語を使うことになり、主述が離れているので文意が通りにくいから。</p>	山本

No.	頁	意見および理由		委員名 (敬称略)
		(※ 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、理由対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)		
1 琵琶湖・淀川流域の特性				
1-3 淀川流域の特性				
<気候・地勢的特性>				
補-4	1-5 9行目	淀川流域は、上流に 琵琶湖が存在し大貯水量のある大貯水量の琵琶湖が存在すること に加えて、木津川上流部は台風による雨量が多く、桂川上流部は前線性雨量の多いことが、淀川本川の流況を比較的安定したものとしている。 <理由> 雨量を問題にするのなら、「大貯水量」+「雨量」とするほうが意味が通る。		山本
<環境的特性>				
補-5	1-5 21行目	木津川は、砂河川としての水質浄化機能が高いものの、上流での各種の開発により汚濁負荷が高い。 には、オオサンショウウオ、イタセンパラなどの貴重な生物が生息できる環境が存在する。また、河畔林も多く、河道には余裕がある区間もあり、中小洪水に対する遊水効果がある。瀬田川・宇治川には固有種ナカセコカワニナの生息環境が残され、向島地区の高水敷には広大なヨシ原が存在する。 しかし、木津川は砂河川としての水質浄化機能が高いものの、上流での各種の開発により汚濁負荷が高い。 <理由> 本来持っている環境から、問題点の指摘という流れのほうがわかりやすい。「負荷が高い」に次の文の「環境が存在する」につながりにくいから。		山本
1-4 猪名川流域の特性				
補-6	1-7 5行目	川にまつわる文化・産業を育み、猪名川の自然と人間が一体となって、独特の自然・文化環境を築きあげてきたが、近代になって下流域が工業地帯として発展した。また、上流域は、近年、大阪都市圏のベッドタウンとして急速に開発が進み、大規模な住宅団地の造成が行われている。 <理由> プラス面とマイナス面で文を分ける。上流域と下流域とを一文にする。		山本
<環境的特性>				
補-7	1-7 最下行	下流域では、住宅と工場等が密集している <u>ので</u> 、猪名川がほとんど唯一の残された自然として市民の高い評価を得ている。 <理由> 下流域の開発と猪名川の残された自然とが因果関係にあるから。		山本
2 河川整備の現状と課題				
2-1 河川環境の現状と課題				
<淀川流域>				
補-8	2-2 14行目	淀川本川では、とくに <u>位況・流況の変化に伴う高水敷の陸域化に加えて舗装や排水施設を備えた河川公園による陸域化の増進</u> 、ワンドの衰退、ヨシ原の衰退、淀川大堰による水位調節に伴う水位変動の消失、堰による魚類の遡上・降下の障害とともに、汽水域の干潟が減少するなどの問題が生じている。 <理由> 河川公園の造成自体が環境劣化の原因となっていることが、提言のどこにも触れられていないので、せめてこの場所に補充しておきたい。		有馬

No.	頁	意見および理由	委員名
		(※ 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、理由対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)	(敬称略)
(生物生態系およびその機能を損なう主要な原因の列挙)			
補- 9	2-3 8行目	<p>・河床掘削や土砂供給の減少による河床低下、流砂の移動性の低下、瀬・淵・蛇行など変化に富んだ河原の減少、高水敷の冠水頻度の減少による陸域化、河道植生侵入</p> <p><意見> 「河床掘削や」を削除する。</p> <p><理由> 滋賀県の河川は大部分が大なり小なり天井川であり、なおかつ、他県には見られない大規模な河畔林が発達している。この両者を満足させる河川整備工法としては河床の掘削しかないことは自明の理である。</p>	小林
2-2 治水の現状と課題			
補-10	2-4	<p><意見> 全体に治水で対策が進んできたと書かれているが、過去にどのような洪水があり、どのような被害があったかが明確でない。歴史的な人命災害の規模なども入れるべきではないか。</p> <p><理由> 河川環境に関しては、魚の種類などを細かく書かれているが、治水事業の経緯や効果の現状が示されていない。環境の大事さは理解できるが、洪水リスクについてはほとんど無い。流域としてどの程度の治水能力があるのか不明である。</p>	小尻
2-3 利水の現状と課題			
補-11	2-6 8行目	<p>淀川水系は他の水系に比べて利水安全度は高いほうであるが、1918年から2001年までの84年間についてみると、8回にわたり琵琶湖流域の年間降水量は1500mmを下回っている。しかも、最近の1977年から2001年までの25年間では、降水量の減少傾向に伴って、6回もの取水制限が発生するなど、渇水頻発化といえる傾向がみられる。</p> <p><意見> 頻発ならなぜ水資源開発の必要性を加えないのか。</p> <p><理由> 予測がまずかったことは力説されているが、渇水対策の必要性が感じられない。渇水リスクが増大していることを入れて欲しい。</p>	小尻
3 新たな河川整備の理念			
補-12	3-1 11行目	<p>仁徳帝による茨田堤や難波堀江、豊臣秀吉による太閤堤や文禄堤、明治河川法による南郷洗堰や新淀川開削が示すように、それぞれの時代における河川技術の曙が展開されてきたのが淀川流域である。</p> <p><理由> 読み下すと、文章表現としてわかりづらい。「の曙」なしでは、どうか。</p>	山本
4 新たな河川整備計画のあり方			
4-2 河川環境計画のあり方			
(3) 水位・水流と生物の生息環境			
補-13	4-6 7行目	<p>(3) 水位・水流と生物の生息環境***水位管理</p> <p><理由> 小見出しの1)2)3)4)5)はすべて「水位管理」について書かれているので、(3)の見出しとしては「***水位管理」とするのが良いのでは。***には修飾語を入れる。</p>	山本

No.	頁	意見および理由	委員名 (敬称略)
		(※ 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、理由対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)	
(4) 流域の一体的な水環境を実現する水質管理			
4) 回復のプロセス			
補-14	4-9 26行目	環境の時代に即した良好な水質の目標は、生態系機能の回復といった長期にわたる取り組みを包含するため、達成すべき状態を明示的に示すことは難しく、むしろ流域の関係者が一体的に回復のプロセスを共有することが重要となる。 <理由> くりかえしになるので	山本
4-3 治水計画のあり方			
補-15	4-10	<意見> 計画規模の決定についての議論が無い。200年に1回で満足するのか。超過洪水の決定方法、降雨パターンの決定方法など、より進んだ学問研究の進歩が必要である。 <理由> 生活基盤を守るためにはどの程度の計画規模が必要か重要である。生活の広がりによって降雨の時空間分布を考慮する必要性が出てきている。また、気候変動による影響も考慮されていない。	小尻
4-5 河川利用計画のあり方			
(1) 基本的な考え方			
補-16	4-15 25行目	河川環境は自然の回復力によって復元していくことが望ましいが、場所によっては人間が少しだけ手を添えて、自然の営力の回復を手助けするような措置を講じることも考えられる。 <理由> 「考える」とした場合、主語は誰なのかが不明確である。また、上に「べきである」「必要である」とあるので	山本
(6) 産業的な利用			
2) 漁業			
補-17	4-17 1行目	漁業や遊漁のために「魚が減れば稚魚等を放流すればいい」といった手段に頼らなくてもすむように、漁業が継続的に成り立つような河川環境の保全・復元に努めなければならない。 <意見（河川管理者へ伝えていただきたい補充意見）と理由> 上記文言のもとには、「工事や漁獲の影響は放流によって補うことができない場合が多い」という現状認識がある。考えられていたほど放流の資源増大効果が高くない場合が多いこと、またたとえ量として増えたとしても増えた魚は従来からいた魚とは別ものである場合が多く、元の状態に戻したとは考えられないこと、などがその根拠である。河川整備に関連しては、「魚類資源への工事等の影響は放流によって補いきれるものではない」という認識にたって河川整備を進めることを求めていると理解されたい。	原田

No.	頁	意見および理由	委員名
		(※ 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、理由対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)	(敬称略)
補-18	4-17 1行目	<p>漁業や遊漁のために「魚が減れば稚魚等を放流すればいい」といった手段に頼らなくてもすむように河川漁業は、漁業法によって増殖を義務づけられ、その種苗を放流し、禁漁期・採捕可能サイズを規制されて行われている。その増殖も計画量を定め（都道府県知事に届出義務あり）不足すれば知事の督令を受けたり漁業権（第5種共同漁業権）取り消しを受ける厳しい条件で行われているだけに、漁業が継続的に成り立つような河川環境の保全・復元に努めなければならない。</p> <p><理由> 河川漁業の主力はアユ漁業であるが、大正7年（1918年）神崎川河口近くが工場排水汚濁によって上流の猪名川へアユが海から溯上しなくなったためにコエ桶に琵琶湖稚アユを入れて肩に担いで運んだのが放流の始まりであった。昭和期になりダムが上流に次々と建設されると、河口からアユが溯上しなくなり、猪名川の例に習って琵琶湖からのアユ種苗を放流するようになった。流下水量が減少し、水温が6℃より高い河口の水温となって海からのアユの誘引がなくなったことが主原因である。 今日でもダムのない芦屋川では海からのアユの溯上があり、流水の清涼さは保たれている。ダムのある河川ではダムの上・下流ともアユの種苗放流が必要で、天然の海からのアユ溯上はダムを全て撤去しないと望みえず、漁業法によっても放流を義務づけているから。</p>	倉田
補-19	4-17 4行目	<p>漁業や遊漁は固有の生態系に十分配慮して行うべきであり、<u>よしんば漁業主対象魚介種でなくても</u>当該河川に固有の在来の魚介類が、生れ、育ち、豊富に生息する河川環境をつくり、次の世代に残していくことが望まれる。</p> <p><理由> 上欄意見の関連で</p>	倉田
4-6 ダムのあり方			
補-20	4-18	<p><意見> 治水にかかわるダム操作について ダムがもたらした問題にダム操作のミスによるといわれる水害があります。この点についてダム・ワーキングで述べたのですが、結論は得ませんでした。 1975. 高知県早明浦ダム、1976. 高知県鏡ダム、1982. 奈良県大迫ダム、岡山県新成羽ダム、鹿児島県鶴田ダム、徳島県長安口ダムなど、各地で訴訟がおきました。中でも電源開発のシンボルだった只見川流域のダム水害は流域住民に大きな打撃をあたえました。 淀川水系においてダム操作のミスによる水害防止のために徹底した管理体制が確立されていると思いますが、発電用ダムの場合、法的に治水・洪水防止の義務がない。この事が過去のダム水害の要因になっているのであれば、河川法の治水・防災と矛盾する事になります。看過できない問題だと思います。</p> <p><理由> 多量の降雨によりダムが満水となってもダム湖に流入する水量がそのままダム湖の下流に同流量が流下するだけのことであるから、下流に水害が起きる筈がない。との管理者側の意見でした。ダムの構造上は確かにそうであると思いますが、現実には下流で水害が起きているのです。仮に同じ流量でありながらダム湖下流で水害が起きるといふ事はダム下流の整備が不備なのであり、管理者の責任が問われることとなります。 又、流入量以上の過大放流をダム湖からすれば当然水害の危険が増すのであり、同じ様に管理者として重大な責任があると思います。</p>	田中真澄

No.	頁	意見および理由	委員名
		(※ 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、理由対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)	(敬称略)
補- 21	4-18 8行目	<p>ダムは、自然環境に及ぼす影響が大きいことなどのため上、<u>建設に多大な経費を要し、建設地の地域社会の崩壊をもたらすなど重大な社会的影響、近未来における水需要の充足状況、ダムによらない多様な治水対策の余地があるため、原則として建設しないものとし、</u></p> <p><理由> 提言では、ダムを建設しない根拠として「自然環境に及ぼす影響などのため～」と述べているが、財政的問題、社会的影響、利水、治水城の理由も明記しなければ根拠が薄弱である。この提言がともすれば当委員会が「環境配慮に偏った判断をした」、と国民や国・自治体に受け取られている傾向があるのは、このことを明言することを避けているからと言えなくもない。「などのため」など曖昧な表現を止め誤解や曲解を生じることのない、明快な表明をすべきである。このことは、先日（1月18日）開催された提言発表会においても、委員長が「地域社会崩壊の弊害」を明言され、すでに委員ならびに来場者（行政を含む）の共通認識となっていると言える。</p>	川上
補- 22	4-18	<p>ダムは、自然環境に及ぼす影響が大きいことなどのため、原則として建設しないものとし、考えうるすべての実行可能な代替案の検討のもとで、ダム以外に実行可能で有効な方法がないということが客観的に認められ、かつ住民団体・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合にかぎり建設するものとする。しかし、<u>上記の記述に基づいて策定される新たな計画は、現在計画中あるいは事業実施中の事業対象地域の住民や想定受益住民にとって、明らかに不公正と考えられる不利益や損失・被害を与えるものであってはならない。仮に、新たな計画を策定する過程で、そういった不利益や損失・被害をもたらされることが明らかとなった場合には、河川管理者はそれに対する適切な対応施策を計画の中に具体的に入れるものとする。とくに事業対象地域においては、地域が自立的、持続的発展を遂げられるような社会的仕組みとそれに対する支援が必要である。河川管理者と関係機関は、流域住民によるそういった仕組みづくりを積極的に支援するとともに、出来上がった仕組みが有効に機能するように継続的に支援しなければならない。地球温暖化による気候変動や社会情勢の変化などの不確定要素に対しては順応的に対応する。</u></p> <p><理由> 上記の挿入部分は、趣旨としては「4-7 関係団体、自治体、他省庁との連携」の最後のパラグラフと同様だが、4-6でも、委員会の共通認識としてはっきりと言及することに意味があると思う。</p>	中村
補- 23	4-18 最終行に追加	<p><u>計画・工事中のダムにおいて、過去のある時点での社会的合意を覆す場合には、特定の地域や住民にもたらされる不利益や社会的不安を鑑みて、地域社会の持続性とその総合的保全のために、河川整備計画はもちろん、本計画を超えた新たな社会的仕組みの構築や流域社会としての支援や協力が必要である。</u></p> <p><理由> たしかに、<4-7>において、新たな河川整備計画において事業や制度のみなおしによって中断したり変更したりする事業に対しては、新たな社会的仕組みの構築が必要とされること、流域社会としての支援や協力が必要とされることが明記されている。しかし、ダム建設をめぐる社会的合意やそのみなおしにともなう社会的影響は、地域社会全般の生活に深く波及すること、また時間的にも長期に及ぶことなどを勘案し、あえて、ここに補充意見として特記することを求めます。</p>	嘉田

No.	頁	意見および理由	委員名
		(※ 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、理由対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)	(敬称略)
補-24	4-18 22行目	<p>(意見No.2の意見に記述されていた内容です。詳しくは意見No.2、別紙1を参照下さい。)</p> <p>『ダム管理者は撤去から存続にいたる幅広い検討を行い、存続させるにはダム機能の回復あるいは自然環境への影響の軽減を図るものとする。』</p> <p>上記について下線部分の意味がどうもとれません。以下の何れかにすると理解しやすくなると思われます。</p> <p>『ダム管理者は撤去から存続にいたる幅広い検討を行い、自然環境への影響の軽減を図るものとする。』</p> <p>または</p> <p>『ダム管理者は撤去から存続にいたる幅広い検討を行い、存続させるにはダム機能の回復を図るとともに自然環境への影響の軽減を図るものとする。』</p>	畑
4-8 住民参加のあり方			
補-25	4-20 ~4-22	<p><意見> 「4-8住民参加のあり方」において、「生活者」、「住民」、「住民団体」について節の終わりに「註」として、どのように理解してよいか説明するべきだ。</p> <p><理由> 住民・生活者・住民団体には、職域団体（例えば奈良や滋賀県内に住み、淀川水系河川の沿辺職場に定職を持つ人は、しかも取・排水に深く関わる場合）職域人は含まれないのか。また、漁業・農林業は一般住民とは異なる関心を持つが、どう取り扱うのか不明だから。地域組織は書かれているが、職場組織は未記述。</p>	倉田
補-26	4-20 13行目 17行目	<p>利害が対立した場合の調整のし方や社会的な利害調整が恒常的に行われる仕組みを構築することも必要である。住民と河川管理者との間の連携をより有効・強固にするためには<u>法制度河川管理者との協約</u>の整備も必要である。</p> <p>この場合も住民、河川管理者の双方がお互いの責任、役割分担、費用負担等のルールを取り決める必要がある。河川管理者は住民との協働を具体化し、共有認識を高めるために<u>河川条例河川管理者との協約</u>を定めることも必要である。</p> <p><理由> 条例や法制度は、個別地域内のみ例外的なもの無理ではないか。しかも住民等毎の取り決めは「協約」という表現が妥当だと思う。</p>	倉田
4-9 淀川河川整備計画策定・推進にあたって河川管理者が行うべき住民との関係構築			
(2) 河川整備計画策定後			
2) 住民との連携・協働			
①住民団体・地域組織等との連携			
補-27	4-25 24行目	<p>・住民団体・地域組織等との連携事業の計画を<u>する公募・提案制度で</u>を創設すること。</p> <p><理由> 原文は「～制度」で<u>何か</u>を創設するという文になり、何かの明示がない。</p>	倉田

No.	頁	意見および理由	委員名
		(※ 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、理由対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)	(敬称略)
②河川・環境学習の推進			
<河川レンジャー>			
補- 28	4-26 14行目	<p><河川レンジャー <u>(川守り人)</u>></p> <p><理由> 河川レンジャー制度の設置とその内容については、これまでの委員会での長い議論から提言に明記することに賛成ですが、<河川レンジャー>という名称が、<規制的管理>というお上意識、あるいは警察権的な解釈をされかねません。ここでの議論は、住民自身の自発的な参加や自主管理という意味あいを強く表現するためにも、さまざまな名称や活動内容がそれぞれの地域によって工夫され、独自の選択が可能である、という将来への含みももたせて、他の名称の可能性もしめす必要があると思われま</p>	嘉田

猪名川部会 畑委員補充意見

ダム建設及び提言の流れに関して

ダムを原則として建設しないとの提言について敢えて述べさせていただきます。これについて今後ダム建設はほとんど不可能になるのではないかと 1.18 提言説明会で質問された方を始め、同様の心配を寄せられた数々のご意見にも答えるために、やはり委員の一人として考えを表明しておいたほうがよいのではないかと思うからです。

私たちの生活は今やダムで貯水されている水なしには一日もこの便利な生活、即ち、栓をひねるだけで必要な水が飲め、洗濯や水洗トイレにも利用できる、このような都市生活者が味わっている生活はできなくなると覚悟せねばなりません。これらの生活を放棄せずにはダムを壊すべきだとはとても言えない状況にあります。堰を無くせば、日本での農業生産は大半できなくなり、美しい水田風景ももう過去の思い出でしかなくなることでしょう。現在あるダムや堰まで無くせと提言は決して語っているわけではありません。歴史的な堰が生産面だけではなく、川と人とが織り成す河川の風景として息づいていることは取り上げていただきました。しかし、この提言の底を流れる思考は、現存のダムや堰全般への否定的見方がとられているように感ぜられます。

発展途上国の方々の声として、先進国では十分にダムを造っておいて、今ダムを造るなどと言われてもどうも納得できないという声もよく耳にできております。そのような国々ではダムを造ることによって洪水による多数の人命を守り、工業や農業面での大きな経済発展につながることも知っているつもりです。だからと言って、この国でダムを造るべきだと言っているのは決してありませんし、環境や生態系の保全の重要性は認識しているつもりでいます。ただ、何とか上で取り上げたご意見とこの提言で打ち出されている方向とが両立する方法、即ち、引き続き洪水被害に耐え、大雨ごとに浸水の恐怖におびえる中で、ダム建設に一縷の望みを托している方々や地域発展の夢を托している方々の願いと、自然生態系を保全し、60年代の河川環境を取り戻すこととの両立の術はないものかと考えているものです。

技術者や研究者がダム技術の開発にかけてきた情熱や、命をかけて建設にあたった多くの方々の気持ちも理解しようとしております。それらのダム湖が多くの人々が訪れて楽しむ場となっていることにも思いを馳せております。これからの若い研究者や技術者らが、本委員会でも厳しく取り上げたダムの環境への影響について、正面からとらえ、それらの警鐘を糧とすれば、環境適合を考えた新しいダム技術の開発も夢ではないと考えたりしております。それはダムとは大きく形を変えたものになるかもしれませんが、これまでのダム技術開発では環境面への配慮は余りなされていなかった、せいぜい水質の改善策や堆砂の下流への排砂法といった程度のものでしかなかったとも言え、技術開発の余地は多く残され、特に環境適合面では余りにも未完成の構造物でありましょう。

あらゆる科学技術は今、同じ課題をかかえていると思われれます。注目される遺伝子工学や分子、原子レベルの発見も技術として利用され、それが商業主義的利用や武器としての利用の中で広がっていくとき、人間や地球の明るい未来につながっていくものになるかどうかは、厳しい監

視の目が必要でしょう。淀川流域委員会での議論は、単に河川の整備問題にとどまらず、技術の監視システムづくりの一環ともなる議論を展開していると考えられます。最先端とは言えなくとも、そのような技術の象徴としてここにダムや堰が取り上げられているとみなすことができます。

技術の暴走をどのように食い止めながら、その技術の恩恵を受け、人間の明るい未来につなげていくか、その有力な方法論として、広く利害関係者らを集めた参加型の計画や管理の方法が検討されているのだと私は理解したく思っています。1,18 提言説明会の最後で、寺田議長が見事なまとめをされ、いみじくも言われたように、市民も、技術者、研究者、また行政にたずさわる方々も、人々が寄せる真剣な声を真摯に受け止め、自らも変わっていかなければ、問題は解決しないと言えるのでしょうか。

今も昔も人間にとって“絶対”というのはありません、やはり移ろっていく存在でしかないのかも知れません。生態系に関する絶対的真理を得たと感じて、多くの叫びを聞く耳を持たねば、それは専制への道を歩むことになります。生物の保全も大切な事柄です。しかし、一方で、長い期間をかけて育てた作物が収穫寸前でサル達に奪われてしまう悲劇も増えております。イノシシ、シカへの対策のため長いフェンスで囲まれた農地はあちこちで広がっています。もう諦めて土地を離れるしかないという声も聞きます。これらの農民の嘆きにも思いを馳せる必要があるでしょう。

多くの人々の声を受け止めながら、それを個人や組織の進歩・成長につなげるシステムを開発しなければ、技術の暴走や専制者の登場を阻止することは難しくなります。数々の批判や意見を受け止めて、最終的目標である住民の安寧のため、行政、河川管理者、関係の人々が、最良の選択をすることが必要です。さまざまな利害関係者が参加する計画管理手法はそのための有力な手法であると思われます。この手法を早く一般化し、実用化していかなければ、地球の未来は暗くなり、ニヒリズムが広がる恐れさえあります。委員として選ばれた以上、この提言でうたっている計画管理システムの形成に向けて、一層の努力をしていく必要があるものと考えます。

4 - 6 p.4 - 18 下から1~2行目

『ダム管理者は撤去から存続にいたる幅広い検討を行い、存続させるにはダム機能の回復あるいは自然環境への影響の軽減を図るものとする。』

上記について下線部分の意味がどうもとれません。以下の何れかにすると理解しやすくなると思われます。

『ダム管理者は撤去から存続にいたる幅広い検討を行い、自然環境への影響の軽減を図るものとする。』

または

『ダム管理者は撤去から存続にいたる幅広い検討を行い、存続させるにはダム機能の回復を図るとともに自然環境への影響の軽減を図るものとする。』